

事業費補助金調査票(表)

補助金名	街並み・街づくり事業等補助金(仲町地区)
------	----------------------

担当課	都市部 市街地整備課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	08	04	01	25 - 01
事業名	表参道整備事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	10,400	千円
R1 予算額	1,000	千円
H30 決算額	200	千円
H29 決算額	250	千円
H28 決算額	250	千円
H27 決算額	250	千円
H26 決算額	250	千円

事業の趣旨・目的	成田山新勝寺へ通じる門前らしい街並みの仲町地区において設立された街づくり団体及びその構成員の自主的活動による街並み保全整備等の街並み・街づくり事業に要する経費の一部を補助することにより、魅力ある地域づくりを促進し、本市の発展に寄与する。	補助対象者	【補助対象者】 仲町街づくり協議会及びその構成員
開始年度	平成 8 年度	補助対象経費	【補助対象経費及び補助率】 (1)街並み事業 ①伝統的建築物修理費 2/3以内、上限700万円 ②重要保全建築物 ・修理費 2/3以内、上限は予算の範囲内 ・維持管理費 5万円 ・防災設備費 1/2以内 上限500万円 ③一般建築物修景費 1/2以内 上限500万円 ④新築・改築・増築費 1/2以内 上限200万円 ⑤門・柵・塀整備費 1/2以内 上限200万円 ⑥街づくり団体等が実施する景観整備事業費 2/3以内、上限は予算の範囲内
根拠法令等	(市)街並み・街づくり事業等(仲町地区)補助金交付要領	補助率	(2)街づくり事業 ①都市施設整備事業費 ②商店街共同事業費 (3)街並み・街づくり基本・実行計画策定事業費 (4)街並み・街づくりソフト事業費、(5)その他事業費 ※(2)～(5)は補助率2/3、上限は予算の範囲内
留意事項		補助率	【国県等の補助率】 市単補助事業のため、国県等の補助なし 【近隣自治体の補助率】 ・香取市 10分の8以内 700万円限度 外
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)	成果指標	成果指標:交付件数 (単位:件)
	金額	件数	割合
全体事業費	274		
うち市補助金	200	4	73.0%
うち国補助	0		0.0%
うち県補助	0		0.0%
自己負担	74		27.0%
	年度	数値	
	平成30年度	4	
	平成29年度	5	
	平成28年度	5	

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	イ. 文化・芸術・スポーツ等の推進に寄与することができ る事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策に掲げる、「地域特性を生かした土地利用と快適な市街地形成を図る」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	江戸時代に流行した成田参詣の趣を現代に残す表参道は、日本遺産の一つに認定され、その特色ある景観は本市特有の観光資源となっている。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	いいえ	歴史的な建築物の修繕等には相当な費用が必要であり、観光資源の保全に資するものであるため、本市が積極的にサポートすべきである。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 H28年度:5件、H29年度:5件、H30年度:4件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	良好な景観形成の一助となり、観光客の増加につながる。近年では、テレビや映画のロケ地にも採用されており、多くの媒体で観光のPRにつながっている。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費		はい
課題	・個別の補助金交付要綱の整備又は改正が必要である。		
最終評価	改善		
評価者所見	表参道の景観は、古くから地元住民が主体となり、JR成田駅前から成田山新勝寺までの地区を連続した文化的資産と認識し、歴史的風致の維持向上に取り組み、次世代に継承してきたものである。平成8年からは市の補助事業の開始に伴い、地元住民と市の協働で景観の向上を推進し、現在では、成田市景観計画において景観形成重点地区に指定され、本市の代表的な景観として位置づけられている。この街並みについては、本市の貴重な観光資源であり、今後も保全を図る必要があることから、補助事業を継続して実施する。また、補助率については、1/2以上のものもあるが、伝統的建築物の維持費・修景費が高額となることや、本市の行政目的の達成に大きく寄与する点を考慮し、今後も補助率については維持する。要綱については、一部不明瞭な規定もあることから、今後、改正を行う。		